

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
鶴ヶ島市大字高倉字熊野前一〇七 八番一地先から同市大字高倉字熊 野前一〇七五番一地先まで		区 間
二五・〇〇、 二六・六七	一三三・一二、 二四・七三	敷地の幅員 (メートル)
一四〇・六三		延 長 (メートル)
平成二十六年九月十二日付け埼玉県飯能 県土整備事務所長告示第十五号の変更		備 考